

鳥取県内で

最低賃金の改正に
併せてご検討くだ
さい！

賃上げに取り組む事業主の皆様

各種賃上げ支援助成金をご活用ください！

- 鳥取労働局では、事業主の皆様の賃上げを支援する助成金制度を各種取り揃えています。
- 本資料では主な制度をご紹介しますので、まずはお問合せください。

最低賃金の引上げ
＋
設備投資

賃金引上げ
＋
パート・有期労働者
の人材育成

賃金引上げ
＋
働き方改革
(労働時間削減など)

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、
設備投資等を行った中小企業
等に、その費用の一部を助成。

- 最低賃金の引上げと併せて
設備投資を行うことで、設備
投資にかかった費用の80%
又は75%を助成します！
- 賃金引上げ人数と引上げ額
に応じて最大600万円支給！

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の基本給の賃
金規定等を3%以上増額改定し
適用した場合、賃上げ率と人数
に応じて助成。

- 中小企業、大企業どちらも
利用可能！
- 賃金規定等の増額改定に関
するキャリアアップ計画の作
成が必要。
- 申請期間は特になし。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年休の取得促
進に取り組む中小企業事業主に
コンサルティング費用等の一部
を助成。賃上げ加算あり。

- 業種や取組内容に応じて5
コースあり。
- 小規模事業場ほど賃上げ加
算額が手厚く！
→10人未満の事業場における5%及
び7%賃上げの加算額が2.5倍！

鳥取県最低賃金改正に
併せてご活用ください

詳しくは裏面へ

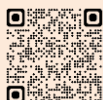
助成金全般に関するご相談

働き方改革サポートオフィス鳥取

(厚生労働省委託事業)

0800-200-3295

(受付時間 平日 9:00~17:00)



賃上げ支援助成金パッケージ

検索

その他の賃上げ支援策はこちらからチェック！



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

業務改善助成金

☎ 業務改善助成金コールセンター 0120-366-440

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。



活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

申請期間: R8.9.1～令和8年度鳥取県最低賃金の発効日前日又はR8.11.30のいずれか早い日



活用のポイント 賃上げ+設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

事業場内最低賃金が令和8年度の鳥取県最低賃金未満である中小企業・小規模事業者が対象です！

キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

☎ 鳥取労働局職業安定課 0857-29-1707

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算



(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

☎ 鳥取労働局雇用環境・均等室 0857-29-1701

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

申請期間: R8.11.30まで

コース区分	基本部分	助成上限額	
		加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース (※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		



活用のポイント 労働時間削減等の取組 (賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う



(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。